



芦屋市議会議員

大原ゆうき

大原裕貴通信 第46号 (2026年夏号)

◆ 昭和59年2月8日生まれ (42歳)

◆ 芦屋市立伊勢幼稚園、シドニー日本人学校、
関西学院中学部、関西学院高等部、関西学院大学経済学部卒。

◆ 卒業後は民間企業でSEとして勤務。現在3期目。

Blog ブログ、日々更新中!
<https://oohara-yuuki.blog.jp/>



01

道路公園施設包括管理業務委託の問題点について

2026年6月定例会で分かったこと

2026年6月定例会の本会議や建設公営企業常任委員会での質疑・議論を通じて、道路公園施設包括管理業務委託の
選定・契約・決裁・執行の各場面において、新たに複数の課題が明らかになりました。

1 選定過程と採点方法



今回の選定では、過去の包括管理業務とは異なる点数の集計方法が用いられていた。この方法は審査開始前に定められたものではなく、一次審査の段階で専門委員と事務局が協議して決められている。しかし、その協議経過や判断理由を示す記録は残されていない。選定結果に関わる採点ルールは、審査開始前に明確にしておく必要がある。

2 契約書の作成・確認の不備



今回の契約は共同企業体との契約であるにもかかわらず、契約書には構成企業1社の名称が記載されていた。契約書作成支援ツールを使用すれば相手方欄が入力されるが、市は同ツールを使わず相手方欄を空白のまま受託者へ渡していた。結果的に、市側も誤りを発見できずに契約を締結した。ミスを防ぐ仕組みと確認体制が機能していなかった。

3 前払金2,000万円と5,000万円



契約締結に関する市長決裁では、前払金は2,000万円とされていた。しかし、実際の契約書の記載は5,000万円であり、その金額が受託者へ支払われている。市は、受託者とのその後の協議で5,000万円へ変更したと説明するが、その時点で市長決裁の内容変更手続きは行われていない。決裁と異なる契約・支払いが行われた経緯には疑問が残る。

4 修正決裁の問題



前払金について、令和7年4月の市長決裁と実契約の金額が異なっていた。市は同年11月に間違いに気づき、令和8年1月に修正決裁を行っている。しかし、後から修正決裁を行っても、当初の決裁と異なる契約・支払いが適切だったことになるわけではない。なぜ誤りが起きたのか。そしてなぜその修正が遅れたのかが問われている。

5 内部統制とチェック体制



前払金は、契約の履行前に公金を支払うため、リスクがある。市はそのリスクを認識していたが、5,000万円の根拠である見積書を提出させずに契約を締結している。また、契約書の記載誤りも見逃され、決裁文書が確認されないまま手続きが進められていた。内部統制とチェック体制が適切に機能していたのか問われている。

6 議会への報告



市は、令和7年11月に契約事務の間違いに気づいた際、「大変なミス」と認識し顧問弁護士へ相談していた。しかし、この事実は議会に報告されていない。市は係争中を理由に挙げるが、その後、係争中に行われた監査では監査委員に説明している。重大なミスを把握しながら、問われるまで説明しない姿勢は、説明責任を果たしているとは言い難い。

詳しくはこちら ▶



ホームページでも情報公開中! <https://oohara-yuuki.jp>

02 あしや温泉の廃止について

1 毎年の赤字と改修費

あしや温泉は毎年およそ1,200万円の赤字が続いている。さらに、今後も継続して運営するためには、設備改修に約8,000万円、施設の長寿命化には約4億円が必要とされている。大規模改修を行えば、その後も一定期間、施設を維持し続けることになる。今後10年、15年先まで公費を投じ続ける判断になり、慎重な検討が必要となる。

2 公共施設としての必要性

温浴サービスは、現在では民間事業者によっても提供されている。また、利用するかどうかは個人の選択に委ねられる面が大きい。あしや温泉は「公衆衛生の向上」を目的に設置された施設だが、多くの住戸に浴室がある現在、市が多額の公費を投入してまで維持しなければならない施設とは位置づけにくくなっている。

3 守るべきは施設より源泉

委員会審査では、「施設廃止後も源泉は市が引き続き管理する」「民間事業者の知見を活用して、公益性も維持しつつ、より広く市民に活用される運営形態を模索する」との市の方針が確認できた。具体的な活用方法には課題が残るが、今後は、より広く市民の利用が見込める形に源泉の活用を変えていくことが重要であると考えている。

詳しくはこちら ▶



03 下水道のウォーターPPPについて

1 国制度への対応

ウォーターPPPは、国の制度変更への対応として検討しているもの。令和9年度以降、管路更新に関する国の交付金を受けるには、基本的にはウォーターPPPの導入決定や公募開始が要件となる。老朽管路の更新を進める上で、交付金の損失は大きなリスクとなる。

2 対象範囲は管路中心

市は当初、管路施設と処理場施設の双方を含めた包括的な管理を検討していた。しかし、調査の結果、処理場施設は専門性や老朽化リスクなどの面から事業化が難しいことが判明。現在は、市内全域の管路施設を中心に、限定的な範囲で検討が進められている。

3 10年後を見据えた制度設計

ウォーターPPPは原則10年間の長期契約。契約終了後も下水道事業を安定継続することが重要である。11年後に委託事業者が見つからず、直営ノウハウもないという状況は避ける必要がある。市として有すべき技術や役割を整理し、将来を見据えた制度設計が必要。

詳しくはこちら ▶



市政報告会

参加無料・事前申込不要

市政のこと、直接話しませんか？
日頃感じていることやご意見をお聞かせください。

8/21(金) 13:30～15:00

オンライン

8/23(日) 13:30～15:00

市民センター204号室

8/25(火) 10:00～11:30

西藏集会所洋室C

8/26(水) 10:00～11:30

竹園集会所洋室A

オンライン参加のURLはこちら ▶

